

いつでもどこでも

スマホで簡単 オンライン手続き！

～子育て・介護・り災証明～



市では現在水道の使用開始・中止届や図書館の資料予約サービスをオンラインで行っておりますが、令和5年4月1日より、子育て・介護・り災証明に関する手続きができるようになりました。

ご自宅などから24時間どこからでも可能な
オンライン手続きをご活用ください。

オンラインに対応した手続き一覧

子育て

お子さんを持つ世帯への補助である児童手当や保育施設への入所、妊娠の届出などの手続きができます。

児童手当（こども家庭課 ☎24-5215）

- 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
- 児童手当等の額の改定の請求及び届出
- 氏名変更／住所変更等の届出
- 受給事由消滅の届出
- 未支払の児童手当等の請求
- 児童手当等に係る寄附の申出
- 児童手当等に係る寄附変更等の申出

児童扶養手当（こども家庭課 ☎24-5215）

- 児童扶養手当の現況届の事前送信

保育（一時預かり）（こども家庭課 ☎24-5215）

- 一時預かりの登録

保育（こども育成課 ☎24-5242）

- 教育・保育給付認定の申請
- 保育施設等の利用申込

母子保健（こども家庭課 ☎24-5218）

- 妊娠の届出

各手続きの詳細は「ぴったりサービス」サイト内でご確認いただけます。



介護

介護サービスが必要になった時の手続きができます。

介護保険（長寿福祉課 ☎24-5334）

- 要介護・要支援認定の申請
- 要介護・要支援更新認定の申請
- 要介護・要支援状態区分変更認定の申請
- 居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出
- 介護保険負担割合証の再交付申請
- 被保険者証の再交付申請
- 高額介護(予防)サービス費の支給申請
- 介護保険負担限度額認定申請
- 居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請
- 居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請
- 住所移転後の要介護・要支援認定申請



り災（マイナンバーカードが無くても手続き可能）

自然災害により被害を受けた家屋のり災証明書の発行申請ができます。

り災（税務課 ☎24-5227）

- り災証明書の発行申請

手続き方法（スマートフォンを使用する場合）

① 必要な機器を準備する

- マイナンバーカードの読み取りが可能なスマートフォン（※）
マイナンバーカード
- 申請内容に応じた必要書類（撮影して画像を送信）

※パソコン及びNFCカードリーダーを使用しての申請も可能です。

② 以下QRコードを読み取るか、「ぴったりサービス」で検索し、ぴったりサービスのサイトを開く



ぴったりサービスとは
地方公共団体が提供している制度や手続きを検索し、オンライン申請ができるサービスです。運営はデジタル庁が行っています。

③ 市町村名及び検索条件を入力し検索

④ 目的の手続きの内容を確認し、この内容で良ければ「申請する」を選択

⑤ 申請者情報から順番に入力

⑥ （必要に応じて）必要書類をアップロードする

必要書類をカメラで撮影もしくはスキャナでスキャンした画像をアップロードしてください。
誤った画像を添付しないようにご注意ください。

⑦ 最終確認を行う

最後まで入力したら内容を再度ご確認ください。次の手順でマイナンバーカードを読み取ると同時にデータが送信されます。送信後の訂正はできません。

次ページへ続く

手続き方法（スマートフォンを使用する場合）

⑧ マイナンバーカードを読み取る

■ 暗証番号が間違っている場合、入力した暗証番号の種類が異なっている可能性があります。再度ご確認ください。

- 署名用電子証明書用 英数字混在6文字以上16文字以下
- 券面事項入力補助用 数字4文字

暗証番号の入力を3回間違えるとロックがかかり、解除するためには来庁いただき手続きを行う必要があります。

手続き方法や持参いただく書類については以下へお問い合わせください。

市民課 戸籍・住民記録係 ☎ 24-5235

カードの読み取りが出来ない場合、読み取り位置がずれている可能性があります。カードをスマートフォンに付けたままスライドさせ、読み取り可能な位置に移動させてください。

⑨ 申請完了・控えの保存

最後まで手続きが完了すると「申請完了」と表示され、次のステップで控えを保存できます。後から申請内容を確認することはできないため必要に応じてダウンロードしてください。

※使い方がわからなくなったら、画面右上によくある質問をご覧いただか、「メニュー」→「使い方」をご覧ください。



Q & A



Q 申請後誤りに気付いたが、訂正できますか？
再申請すれば良いですか？

A 申請後の訂正是できません。また、再申請すると二重申請となり確認に時間を要するため、再申請はせず、担当部署へ連絡をお願いします。

Q マイナンバーカードはなぜ必要？

A 申請者が本人であることを確認するためです。オンライン申請は今後拡大される見込みであるため、ぜひこの機会に作成することをお勧めします。マイナンバーカードについては以下へお問い合わせください。

市民課 戸籍・住民記録係 ☎ 24-5235